

## さいたま市まち・ひと・しごと創生有識者懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 さいたま市のまち・ひと・しごと創生に関する事業の成果や事業方針等について専門的な意見を聴取するため、さいたま市まち・ひと・しごと創生有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産官学金労言の各団体において識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び職務代理者)

第4条 懇談会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、懇談会の会務を総理し、懇談会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (懇談会)

第5条 会長は、懇談会を招集し、その議長となる。

2 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 懇談会の会議は、原則として公開とする。

### (委員の代理)

第6条 会長は、委員がやむを得ない事情により懇談会に出席することができないときは、その代理の者（以下「代理者」という。）を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関・団体に属する者で、当該委員が指名する

ものとする。

3 代理者が懇談会に出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、都市戦略本部都市経営戦略部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。